Ⅱ 振動について

調査対象となる場合	関連法令・省庁・協会	基準
作業に伴い振動が生じる場合 新幹線・自動車の振動について 調べたい場合 特定工場・ 特定建設作業・ 近隣の振動に困っている場合 振動を数値化したい場合	振動規制法庁	特定工場等において発生する 振動の規制に関する基準

- ○振動規制法によって、特定工場・特定建設作業においては、振動測定が義務づけられています。 →特定工場・特定建設作業に該当するか否かは各都道府県条例にてご確認ください。
- 〇当社では、上記法令等の基準に基づいて、環境振動から道路交通振動及び特定工場・特定建設作業 に係る振動に至るまでの様々な振動測定を行っています。

特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区域区分	昼 間	夜 間
第一種区域	60デシベル以上 65デシベル以下	55デシベル以上 60デシベル以下
第二種区域	65デシベル以上 70デシベル以下	60デシベル以上 65デシベル以下

特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

種類に対する規制基準		
騒音の大きさ	75デシベル	
夜間または深夜作業の禁止	第1号区域:午後7時〜翌日の午前7時まで 第2号区域:午後10時〜翌日の午前6時まで	
1日の作業時間の制限	第1号区域:1日につき10時間以内 第2号区域:1日につき14時間以内	
作業時間の制限	同一場所において連続6日間以内	
日曜日、その他の休日の作業禁止	日曜日、その他の休日	

- (注)区域の区分は、次の地域区分による。
- 第1号区域:特定工場等の騒音指定地域のうち、第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに
- 第4種区域に属する区域であって、(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、
- (エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲、概ね80m以内の区域。
- 第2号区域:特定工場等の騒音指定地域のうち、第1号区域以外の区域。
- 基準値は、特定建設作業場所の敷地境界線上での値である ■